

「県政タウンミーティング」会議録

テーマ 「子どもを性被害から守るためには」

日 時 平成27年11月14日（土） 午前10時から12時5分まで

場 所 上田市丸子文化会館 小ホール（上田市）

目 次

- 1 開会 P 2
- 2 意見交換 P 2
- 3 知事総括 P 28
- 4 閉会 P 31

進 行 役 山田千代子氏（特定非営利活動法人 長野県NPOセンター代表理事）

1 開 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

皆様、お待たせいたしました。本日は土曜日にもかかわらず、大勢の皆様にお集まりいただきましてまことにありがとうございます。ただいまから「県政タウンミーティング」を開催いたします。意見交換までの進行を務めます、私、長野県広報県民課長の藤森茂晴と申します。どうぞよろしく願いいたします。

さて、本日の県政タウンミーティングでは、「子どもを性被害から守るためには」をテーマとしております。県が昨年11月に決定いたしました「子どもを性被害から守るための県の取組み」の進捗状況や「条例のモデル」等について説明をしながら県民の皆様と率直な意見交換を行いたいと思います。この内容では、去る8日日曜日に松本会場で開催したところがございます。限られた時間ではございますが、この問題についてともに考え理解を深める機会にしたいと思っております。

それでは、これからおおむね正午までの予定で意見交換に入っております。なお、本日の意見交換の内容は、お名前などの個人情報を除いて、後日、県のホームページで公開させていただきますので、ご承知おきください。また、本日は取材の関係で報道各社も多数おられますので、大変恐縮ですが、参加者の皆様の中で、取材の映像等について支障のある方、その場で挙手をいただきますようお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、本日の意見交換の進行役は山田千代子様をお願いしております。山田様の詳しいご紹介は、お手元の封筒の中にある次第に記載してございますので、ごらんいただきたいと思っております。山田様は、県内でのボランティアコーディネーターのさきがけとして活躍されてこられた方でございます。昭和50年代から長野市社会福祉協議会のボランティアコーディネーターとして在職された後、平成5年から4期にわたり長野市議会議員として在職されました。この間、平成11年には長野犯罪被害者支援センターの設立に関わり、事務局長に就任され、現在、同センターでは理事長でおられます。平成19年には長野県NPOセンターの代表理事となられ、現在に至っております。

山田様、本日はご多忙にもかかわらず、お引き受けいただきましてありがとうございます。それでは、これからの進行のほう、よろしく願いいたします。

【山田千代子氏】

皆様、おはようございます。ただいまご紹介いただきました山田でございます。今日は大変な大役をお引き受けさせていただきましたが、大変不慣れでございますので、よろしく願いいたします。

先ほどご紹介をしていただきましたけれども、私から自己紹介させていただきます。昭和58年から市民活動という世界に入りまして、かれこれ40年近くになります。市民活動の楽しさといいますかやりがいい、それから難しさ等をいろいろ経験してまいりました。そうすることで、今日は進行をとという声がかかったと思っておりますけれども、今日のテーマにつきましてはちょっと未熟といいますか、不勉強のところもあって、皆さんにご迷惑をおかけ

するかと思いますが、またぜひよろしくをお願いします。

今日は阿部知事にも、議論、意見交換に加わっていただくことになっておりますので、今日のタウンミーティングにかける思いとか、それから今までモデル条例にどういうふうにかかわってこられたか等について、ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【長野県知事 阿部守一】

皆さん、おはようございます。今日は県政タウンミーティングを開催いたしましたところ、土曜日の朝から本当に大勢の皆様方にご参加をいただきましたこと、まずは心から感謝を申し上げたいと思います。

今日のテーマは、「子どもを性被害から守るためには」ということであります。先ほど、山田ファシリテーターから私の思いもとお話がありましたので、少し経過も含めて簡単にあらわして、事務的には後でお話をいたします。「子どもを性被害から守るためには」というテーマで今日やっております。今、しあわせ信州ということ、長野県全体で進めています。そして先般は地方創生で「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」というのをつくりました。これは、人口減少社会にどう歯止めをかけ、人口減少化でもどう活力ある地域をつくるかという、今回のこの性被害とは必ずしも直接的には関係ないものでもあります。ただ、今回の地方創生の総合戦略の中でも、若者のライフデザインを実現することを、そして県民の皆さん全体で応援をしてもらいたいなということを、行政としてもしっかり、書かせていただいています。例えば、結婚したくてもなかなかできない、出会いの場がないということだけではなくて、雇用が安定しないから、あるいは収入が少なくて本当に結婚してもいいんだろうかと悩んでいる若者たち、大勢います。あるいは、子どもを持ってもやっっていけるだろうかという経済的な負担等も含めて悩んでいる若者たちもいます。ぜひそういう若者たちに、希望が持てる長野県にしていきたいということが今回の地方創生の一つの大きな柱であります。私は1960年生まれでありますけれども、今、子どもたち、若者たちを取り巻く社会環境は、私が子どものころの時代とは大きく変わってきているんじゃないかと思っています。私のころは、例えば東京オリンピックがあったり、大阪万博があったり、アポロ宇宙船が月に着陸したり、何か未来に向けてワクワクすることが毎年のように起きた時代だったんです。今は経済成長もかつての高度経済成長といわれる時代から一線を画して、経済はマイナス成長であったり横ばいであったり、そういう時代の中で、物の豊かさは日本全体、長野県も一定程度達成できたわけですけども、しかしながら、どこかで心の豊かさ、人と人との助け合いの精神、そうしたものがややおろそかになってきた社会になりつつあるんじゃないかとも思いますし、物は氾濫をしていますが、例えばひとり親家庭の皆さんの生活状況等を見ると、いわゆる格差の問題であったり貧困の問題であったり、そうしたさまざまな社会問題が顕在化してきているのが今の現在の状況だと思っています。ひるがえって、子どもたちの置かれている状況を見ると、私は今、携帯電話を持っていますけれども、私が子どものころは、子ども、高校生とか中学生のころは、好きな女の子に連絡しようと思ってもなかなか連絡する手段がなかった。

家に電話をかけても、お父さんが出て怒られるんじゃないかなと思っていました。今は多くの子どもたちがインターネットを使ってコミュニケーションをとりやすくなったという意味のプラスの側面もちろんあると思います。あるいは、そうした電子機器類を使ってのさまざまな学習ツールとしても活用の余地があると思います。ただ、その反面、使い方を間違えると、今まで全く知らなかった人と簡単に連絡がとれて、知り合うことができるという状況になってきています。また、かつての家庭の中、お父さんがいてお母さんがいて子どもがいて、おじいちゃんおばあちゃんと一緒に暮らしてという生活形態が当たり前であった時代は、もう既に過去のものになっているんじゃないかと。先ほどひとり親家庭の話をしましたけれども、離婚される方も大勢いらっしゃいます。私も離婚経験者でありますから、今、離婚をして、子どもたちが親と別れて暮らさざるを得ないような環境の人たちも現実に大勢存在していると。それから、この性被害の問題。私はこの問題に取り組み始めてから実際に子どもたちの支援をしている方たちと多くお話しをする中で、本当に大変な悩みを抱えている子どもたちが多いな、全ての子どもではないですけども子どもによっては、ある意味、本当に私たちの想像を絶するような環境、経済的にもあるいは人間関係的にも大変なことがあるということを知るようになりました。今回、「子どもを性被害から守るためには」ということで、皆さんとぜひ前向きに意見交換したいなと思っています。

メディアの皆さんも今日いらっしゃっていて、他県とよく比較されるのですが、長野県はいわゆる青少年健全育成条例、青少年保護育成条例、そういう条例を持たずに子どもたちを育てていこうということで取り組んできた日本の中で唯一の県であります。私は、みんなの力で子どもたちを守っていこう、育てていこうというこの県民運動は大変すばらしいことだと思っておりますし、これから将来に向けても、これまで以上に県民運動を活性化しなければいけない。県民運動に携わっていらっしゃる皆様方のご意見としても、もっと活発にしなければいけないよね、もっと行政もしっかり目を向けて一緒に頑張ろうということ強く言われていますし、私もその必要性があると思っています。ただ、そういう中で、この子どもを性被害から守るためにはどうすればいいかということ、これは一昨年から専門委員会の皆さま方にもご検討いただき、そして、県民運動を中心になって行っていただいている県民会議の皆様方からもご提言をいただく中で、今までの県民運動の延長だけでは子どもたちを守り切れないのではないかとご指摘をいただいています。その中には、やはり条例の制定についても検討していかなければいけないのではないかとご指摘をいただいているわけでありまして。この条例については、先ほどから申し上げているように、長野県、県民運動で頑張ってきた県でもありますので、他県と同じような包括的、網羅的な青少年健全育成条例はつくらないでいいのではないかとというのが私の考え方でありまして。例えば、有害図書規制。私も長野県以外の県でも勤務したことがあります。一生懸命有害図書を見てこれが有害だとか有害じゃないとか、みんなでやっています。それは、もちろん必要な部分もあると思いますけれども、ただ他方で、インターネットでそうした情報は、幾らでもという言い過ぎかもしれませんが、むしろ文章、図画という形になったもの以上に、電子媒体で見る機会が増えているわけでありまして、単にそれだ

けで対応するというところで向き合い切れない現状があるだろうと。そういうことを考えると、例えばインターネット利用の適正化みたいなことをしっかり進めていくということが必要だろうということで、事業者の皆さんも入っていただいてインターネットの適正利用のための協議会も進めていこうと思っています。ただ、子どもたちを性被害から守るための特化した条例については考えていかなければいけないのではないかと考えています。これは、先ほどの県民会議の皆さん、あるいは専門委員会の皆様方のご意見の中からもそういうことは出てきています。私もこの問題、条例をつくるかつくらないかという点ではクリアしなければいけないことがありますよねということをいろいろなところで申し上げてきております。一つは、法律的な論点であります。今でもたまに報道でも淫行処罰ということが言われております。他県の多くの条例の中では淫行することを禁じています。私は法律を勉強した人間ではありますが、これは刑罰法規との関係で、構成要件、ちょっと難しい言い方で申しわけないですが、要するに罰則を受けるかどうかについてわかりにくい、抽象的な表現では本当に罰の対象になるかどうか判然としない、そういうものは刑罰法規としては必ずしも適切ではないということが法律の観点から言われている話でありまして、実はこの青少年健全育成条例、そうした論点の一つあります。ただ、構成要件の明確化等どこまで本当にできるのかということ、まず法的な観点でぜひ考える必要があるということで、今回、皆様方にお配りしています条例のモデルというのがあります。何で条例のモデルかという、条例案とか条例素案ではないということです。法律の専門家の皆様方だけに集まっていただいて、法的な観点を中心に整理をいただいたのが今の条例のモデルということであります。これは、専門家の皆様方にかなり真摯にご検討をいただく中で、先ほどの構成要件の明確性の問題であったり、あるいは、これは若干いろいろ議論があるところでもありますけれども、罰則ありなしの規定の整理であったり、そうしたことについてかなり真剣に議論いただいた中で一定の方向性を出していただきました。今回の条例モデル、法的な議論については、私自身、相当明確な方向づけをいただけているんじゃないかなという認識であります。もう一つ、やはり長年条例を持たずに県民運動を中心に取り組んできたという長野県の特徴として、これから仮に条例をつくっていくということであれば広く県民の皆様方の思いが反映されるものでなければいけない、コンセンサスがある中で条例がつけられなければいけないのではないかと考えています。条例自体は手段であり、自己目的化するものではありません。これは、この条例に限らず、ですけれども。条例は社会のルールを決めたり我々行政に責務を定めたり、こういうことでみんなやっつけていこうということを決めるわけでありまして。その条例、先ほど言ったように、都道府県では大方同じような規定を置いていますけれども、ほかの県と同じような中身ではなくて、むしろ性被害に特化した、事前の予防から、そして不幸にして被害を受けた子どもたちに対する支援というところまで、ほかの県とは全く違う要素を盛り込んだ条例のモデルになっています。このことについては、ぜひ県民の皆様方と広く意見交換をする中でしっかり方向づけをしていきたい。子どもを守ろう、子どもたちが健やかに育ってほしいというこの思いは、今日会場にお越しいただいている皆さんをはじめ全ての皆さんの共通の願いだと私は考えています。ですから、この問題、罰則をつけたほうがいいのか悪いとかそ

うという意見の違いはもちろんあり得るかもしれませんが、目指す究極の目的はぜひ皆さんと共有し、皆さんの意見がいろいろ出て、確かにこれもやらなければとか、これはやらないほうがいいのか、もっとこういうことを評価したほうがいいのか、いろいろな意見があると思いますけれども、今までいろいろな方とお話をして、子どもたちを守り育てる上では今までの取り組みだけでは足りないのではないかというのが全ての人の共通認識だと私は思っています。そういう意味では、私も県知事としてしっかりと責任を持ってこの課題に向き合って方向づけしていきたいと思えます。今日お集まりの皆さん、あるいは県民の皆様方もぜひ、広くこの問題、今の状況を共有していただくと同時に、未来に向けて子どもたちを守るための取り組みと一緒に参加して、ご協力をいただきたいというのが私の切なる願いでございます。

山田さんから振られましたので、私の思いも長く述べさせていただきました。事務的にはこれからご説明をして、その後、皆さんからどんどんご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。本日はありがとうございます。

【山田千代子氏】

どうもありがとうございました。前回の8日は私もちよっと緊張していて、最初に知事の思いとか考え方を十分お聞きしないで始めさせていただいてしまったんです。今日のタウンミーティングにどんな思いで臨まれているのかということ、十分ではないかもしれませんが、お聞きできたように思えます。ありがとうございました。

条例モデルをつくるまでに至った今までの経過等、どういうふうにされてここまで来たのかということ、我々県民として関心のあるところでございます。それでは、その経過につきまして、次世代サポート課の青木課長に説明をお願いしたいと思います。

【次世代サポート課長 青木隆】

皆さん、おはようございます。県の次世代サポート課長の青木隆と申します。皆さんのお手元に配付してございます資料につきまして、かいつまんでご説明させていただきます。経過につきましては知事のごあいさつの中でもかなり触れておりますので、要点のみ触れさせていただきます。

資料1と2をご覧くださいと思います。資料1で「子どもを性被害から守るための条例のモデル」の作成経緯について記載してございます。(1)の3段落目、昨年3月の「子どもを性被害等から守る専門委員会」の報告と記載してございます。これは一昨年の5月から県が設置したこの専門委員会で検討したところでございますが、その報告の概要は資料2の1ページに報告書概要という形でまとめております。資料2の1ページをご覧くださいますと、2、子どもを性被害等から守る具体的な方策として、(1)予防の観点の検討、(2)ケア(被害者の支援)の観点の検討、(3)法的対応の観点の検討とございます。この形でまとめたところでございます。資料1の3段落目に戻っていただきまして、昨年8月の県青少年育成県民会議の報告を踏まえると書いてございます。これは資料2の2ページに県民会議・県民運動の見直し検討チームの報告の概要という形でまとめさせていただきます。

いております。こういったものを踏まえまして、資料2の3ページにございますように、子どもを性被害から守るための県の取組みということで、昨年11月に県としてこのような取組みをまとめたところでございます。こちらにありますように、1、早急に実施する取組みで、(1) 予防の取組み、(2) 被害者支援の取組み、(3) 県民運動の再活性化への支援の取組ということで、これについては早急に実施するというところで現在、県として順次取り組んでいるところでございます。その概要についてはまた後ほどご説明申し上げます。3ページのその下に、2、慎重に検討する取組みということで、条例については、慎重に検討する取組みに位置づけたところでございます。資料1の1ページに戻っていただきまして、下段に条例を制定すると県民運動が衰退するとの懸念、それから、次の理由から議論が抽象的、観念的となっているということで、①、②が記載してございます。①として、条例のイメージが、どうしても他の46都道府県のような包括的、網羅的な条例を想起させていたと。②として、いわゆる淫行処罰規定については、罪刑法定主義の観点で疑義が示されていたということがございました。資料1の裏面にまいりまして、条例制定の是非について議論を材料とするための条例のモデルというものを、法律の専門家につくらせていただいたところでございます。これが今年9月に報告がありました。2、今後の進め方ということで、今日も皆さんのご意見を伺っていくわけでございますけれども、今、県民の皆様のご意見、それから各種団体のご意見等、条例のモデルや県の取組みの状況をご説明しながら伺っているところでございます。その下にございますように、(2) 寄せられた皆様方からの意見や議論をもとに、最終的に県として条例の是非を判断してまいりたいということでございます。それから資料2でございますが、4ページをご覧いただきたいと思えます。子どもを性被害から守るための主な取組の進捗状況ということで、一覧表にまとめさせていただいております。上から申し上げますと、性被害防止に向けた性に関する指導充実事業ということで、今年度、全県立高校に情報の専門家等からなるキャラバン隊というものを派遣しているところでございます。進捗状況にありますように、先月13日現在では72校、今年度中には全県立高校で実施する予定でございます。それから一つ飛ばしまして、先ほどの知事のごあいさつの中にありました青少年インターネット適正利用推進協議会、これも先月29日に立ち上げまして、来年の2月にシンポジウム等を開催していくことを予定しております。それからまた一つ飛ばしまして、子ども支援センターの設置ということで、今年4月に支援センターを設置いたしまして、相談累計にございますように、9月末まで767件、これについては性に関する相談のみではございませんけれども、さまざまな子どもからの相談を受けております。その下は教育委員会が設置しました学校生活相談センター、これも4月に設置いたしましたが、こちらも9月末まで510件の相談を受けているところでございます。それからもう一つ飛ばしまして、青少年サポーターの設置ということで、現在、市町村を通じて依頼中でございますけれども、ぜひ皆様もこの青少年サポーターのほうに応募いただきまして、ぜひ青少年の健全育成の一翼を担っていただきたいと考えているところでございます。また、その下ですが、昨年4月にスタートしました「信州あいさつ運動」、これについても積極的に進めているところでございます。その下、県民運動の再活性化ということで、県の青少年育成県民会議の役員の充実。県としても補助額

を前年度と比較して約倍増しているところでございます。県民運動についても強力に支援してまいりたいと考えているところでございます。一番下、被害者支援ということで、現在県では来年度の設置を目途にワンストップ支援センターというものの検討を進めているところでございます。以上、概要でございますが、取組の進捗状況でございます。

資料3をご覧くださいと思います。カラーで黄色の部分がいわゆる他県の青少年保護育成条例で規定している項目でございます。上に規制項目例ということで、有害文書画像等の販売制限以下、下のほうのインターネット上の有害情報に係る規制まで、さまざまな他県の条例では規制項目を設けております。左にございますように、他県の条例は青少年の有害環境の排除を目的につくっているものでございます。これからご説明いたします県の条例のモデルは、その下にございますように、子どもの性被害の防止に目的を特化したしまして、規制項目は薄いブルーになっておりますが、性行為・わいせつ行為の禁止の一部分、それから深夜外出の制限の一部分、これについては一部罰則を設けたほうが良いということで規定をしているところでございます。これについては後ほどご説明させていただきます。右下にございますように、モデルでは規制項目のみではなくて、予防のための教育、それから被害者支援、これについても条例で規定したほうがよいということでモデルに記載してございます。あくまでも、子どもを性被害から守るために、規制だけでなくさまざまな予防ですとか被害者支援を総動員しまして、子どもを性被害から守るための施策を進めていくべきであるということで、モデルを示していただいているところでございます。

それから資料4のほうは、今のこの比較を文字で表現したものでございます。この説明は省略させていただきます。

それから資料5でございますが、子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書ということで、お手元に配付させていただいております。目次にございますように1ページから4ページまでがモデル本体でございます。5ページ以降は、このモデルをつくるための検討会で使用しました資料の中で、重要なものを参考までに添付させていただいております。Iは、このモデルの目的・基本的考え方を記載してございます。仮に条例をつくれれば、その条例の目的というものになるのでございますけれども、1、目的にありますように、子どもを性被害から守るため子どもの性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援のための取組の基本となる事項、それから必要な規制を定めることによりまして、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進するということをうたっております。2、基本的考え方。これは大きく2つございます。一つは、子どもはかけがえのない存在ということで、子どもは性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて、この正しい知識というのはもちろん性に関する知識ですとかインターネットに関する知識等々を意味しているものでございます。それに基づいて自立的に行動し、嫌なことは嫌ときちんと言える子どもになっていくべきだということをうたっております。その下、子どもを性被害から守る取組ということで、1つ目ですが、子どもが自己を大切に思う心を育まなければならない。自己肯定感が昨今の子どもは低いと言われておりますけれども、これを高めていかなければならないということをうたっております。II 具体的項目、1、性被害予防に関する施策

ということで、県は子どもを性被害から守るための人権教育並びに情報モラルに関する子どもに対する教育のほか、保護者に対する啓発活動を充実するということをうたっております。2 ページですが、県は、子ども、保護者等が子どもの性に関する相談をすることができる体制の充実、先ほど、県の取組の中で、子ども支援センター等々をご説明しましたが、このような体制を一層充実する必要があるというようなことをうたっております。2、性被害を受けた子どもに関する施策ということで、これも先ほどご説明しましたワンストップ支援センター等、必要な支援体制の整備等の充実をうたっているところでございます。3、啓発活動としまして、子どもの性被害を防止することの重要性、相談体制、救済制度等についての必要な広報、啓発活動を行うということをうたっております。これがいろいろ議論のあるところでございますが、4 規制項目ということで、(1) 留意すべき事項。大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないということで、大人の責任の明記をさせていただいております。その下、条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないよう留意するというので、公権力の行使による乱用防止規定を設ける必要があるということをうたっているところでございます。3 ページ、(2) 威迫等による性行為等の禁止。何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行ってはならないと、これについては罰則2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科することが適当であろうということをうたっているものでございます。この罰則の程度でございますけれども、地方自治法上、認められた最高の罰則規定になるわけでございます。後ほどご説明いたしますけれども、他県は淫行処罰規定というのが多いわけでございますけれども、罰則については37都道府県がこの2年以下の懲役100万円以下の罰金という罰則を科しているところでございます。子どもに対しわいせつな行為を行わせてはならない。また、子どもに対し性行為もしくはわいせつな行為を見せ又は教えるはならない。これは、いけないことはいけないと規定しているところでございます。罰則については、県内でこのような立法事実、このような行為が行われているという事実が把握できないということで、検討会では罰則は付さないということでこのような形になっております。それから、その下、深夜外出の制限ということで、保護者は、正当な理由のある場合を除き、深夜に子どもを外出させないよう努めなければならないということで、これは保護者の努力義務を示しているものでございます。その下、何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。これについては30万円以下の罰金を科するのが適当であろうということで、罰則を付すという形をお示しているところでございます。その下2つは事業者並びに県民の努力義務ということで、子どもに帰宅を促すよう努めなければならないという規定をさせていただいております。4 ページ(4) 罰則の適用ということで、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、処罰を免れることができないということで、このモデル上、その下に定義というものがございます。定義(主なもの)ということで、子どもとは18歳未満の者をこのモデル上は示しております。この子どもの年齢を知らないことを理由として処罰を免れることはできない

ということをうたっているところがございます。規制項目に違反した者が子どもであるときは、当該子どもについては罰則は適用しない。18歳未満同士が性行為等を行った場合であっても、威迫や欺き、困惑させてそのような行為を行ったような場合であっても、このモデルはあくまでも子どもを性被害から守ることを目的としておりますので、子ども同士の場合は免責とするということをやっているものでございます。子どもについては教育等で対応していくということで、免責規定ということにさせていただいております。また、先ほど申し上げました、子どもとは18歳未満ということで、これは国の法律でございます児童福祉法、児童買春禁止法等、青少年を保護目的とした法律が18歳未満を保護対象としている。また他県、46都道府県の青少年保護育成条例も対象を18歳未満としているということでございますので、あえて長野県で他の年齢に規定、設定するという必要はないということで、長野県のモデル上も子どもとは18歳未満の者にさせていただいているところがございます。また性被害につきましては、ここに記載のアからカまでのものに該当する場合を全て広く性被害と捉えているところがございます。モデルは以上でございますけれども、ここで性行為等の禁止の中で、他県では淫行処罰規定を設けております。5ページの下段のほうに、3構成要件の明確化ということで、先ほど申し上げました長野県のモデルでは「淫行」という言葉は使っておりません。「淫行」や「淫らな性行為」という表現は使わないということ、【参考1】ということで四角で囲ってございますけれども、全国の青少年保護育成条例の規定例ということで、ここにありますように40道府県が「何人も青少年に対し、淫行（淫らな性行為）又はわいせつな行為をしてはならない」という規定をしているところがございます。この淫行の解釈でございますけれども、次の6ページをお開きいただきたいと思っております。（2）最高裁判例をさらに限定した規定という中で、真ん中ほどになりますが、また【参考2】ということで四角で囲ってございます。最高裁が昭和60年に淫行を解釈しております。「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきものではなく、ということで、大きく2つ、第一類型、第二類型というものを示しております。一つは、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為。第二類型としては、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうということで、先ほど申し上げました40道府県では淫行若しくは淫らな性行為というものを規制しているわけでございますけれども、その解釈はこの最高裁が示したとおりのこととなります。長野県のモデル上は、今の四角の上にございますように、最高裁判例の第一類型中、「誘惑」は通常の恋愛でもあり得ることから採用しない。また、「威迫」「欺罔・欺き」「困惑」は具体的にどのような行為がそういうものに該当するかという必要な明確性を備えているということで、これについては採用しているところがございます。その下、2つですが「・・・等」とか「その心身の未成熟」については拡大解釈されるおそれがあるため、本モデルでは採用しておりません。逆に「困惑に乗じて」は対象を広くする効果がございまして、明確性の面で、検討会では問題がないと判断いたしまして、「困惑に乗じて」というのを逆に第一類型に加えているところがございます。その下ですが、最高裁判例の第二類型については、通常の性行為についても性的

欲望の満足が伴うことから、構成要件の明確性に疑問があるということで、モデル上では採用しておりません。ですから具体的に申し上げますと、例えば高校の妻子ある男性教師と教え子である女子高生が性的関係を持った場合、当然、懲戒処分の対象にはなってくるかもしれませんが、他県の淫行処罰規定を設けているとこの第二類型を使って、場合によっては刑罰の対象になってくるという可能性がございます。けれども、長野県のモデルでお示したように「威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて」に該当しない限りは、今のような例は刑罰の対象にはなっていない可能性が非常に高いということになってきます。10ページ以下、県警でお示ししていただきました資料でございますけれども、これを詳しく見ていただくとおわかりのとおり、具体的に平成25年、26年の2カ年間でネット等を介して知り合った事例というのが非常に多いわけでございます。県警に相談等がありましたが、国の法律では摘発できず、他県並みのいわゆる淫行処罰規定があれば検挙できると思われる事例がこの2年間で17件あったということを検討会でもお示しいただきました。これも参考までに掲載してございます。

以上、駆け足でご説明申し上げましたが、あくまでも条例のモデルは規制のみではなくて、被害者支援ですとか予防のための教育の必要性等々をうたったものであるということを重ねて強調させていただきまして、モデルの説明、それから県の今までの取組状況の説明とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【山田千代子氏】

どうもありがとうございます。ただいま本当に駆け足で、初めてお聞きになった方はよく理解できたかなと心配するところでございますが、今までの経過につきまして、少し詳しく説明していただきました。

それでは、今日、大勢の皆様にご出席いただいておりますが、ただいまより意見交換に入らせていただきたいと思います。前回、松本では割合大勢の方にご質問とか意見を言っていたいたんですが、今日は大勢の皆さんですので、全員の方というわけにはまいらないと思いますけれども、できるだけ挙手をされた方についてはご意見を述べていただきたいと思いますので、お願いいたします。

今の課長の説明も含めまして、どのようなことでも結構ですので、ご発言を願いたいと思います。まず一番先に手を挙げていただいた方、どうぞ。できるだけマイクを近づけて。

【参加者・女性A】

今日はこのようなタウンミーティングで私たちの意見を聞き取ってくれる機会をつくっていただいております。なかなか忙しい行政の仕事の合間に、このようなことをされて感謝したいと思います。

幾つかお話ししたいのは、主にこの条例のモデルについて、性教育の充実ということを見聞として言いたいと思いますし、できれば条例のモデルの中に、人権教育ということではなく、性教育として入れてもらいたいという願いもあわせて意見を言わせてください。なぜそういうふう強調して言いたいのかというと、私たち長野県の中でサークルを立ち

上げている者なんですけれども、学校の現場で性教育というのはとても少ないです。ちゃんと性教育ができていう学校はどのくらいあるのでしょうか。調べていただけたでしょうか。ちょっとはつきりしていないんですけれども、長野県の教育委員会のほうから出されている、性器性交は教えないで性教育をするというようなことが言われています。そういう中で、どういうふうに子どもの要求に合った性教育ができるのか、とても心配です。というのは、10年くらい前に東京都の七生養護学校で人形などを使った充実した性教育が行われていたんですけれども、ある事件をきっかけにその性教育がよくないということで指摘され、裁判の問題にまで持ち上がりました。しかし、3回の裁判全て勝訴。去年最高裁で勝訴の判決が出ましたが、でも学校の現場の中では、そういうことがあるということだけしか知らされていなくて、子どもの実態を見ていけば、先生たちはやっぱり性教育が必要と思ってすぐやりたいんですけれども、前に比べてすごく萎縮してしまっています。創造的な性教育ができなくなってしまっているということは、実際あるところなんです。その勝訴の判決文は、障がいを持っている子どもたちはさらにゆっくと何回も早い時期からやってくれというとてもいい判決文が出されて、私たちとても元気が出ています。でも、そういうことは現場に知らされていません。こういう事実がありますということしか知らされていなくて。勝訴したと。だから、先生たちに伸び伸び性教育をやっているよということが知らされていけば、子どもたちに性教育をやりたいと思っている先生たちがどんなにか多いかということを知ってもらいたいということ。

それから、ここは次世代サポート課の方たちが主でやっていらっしゃるのではないかなと思うので、間違っていたらごめんなさい。性教育に関する県の教育委員会の保健厚生課に、現場にもっと元気が出るようにメッセージを送ってくださいとお願いには行ってきました。しかし、どのくらい次世代サポート課と保健厚生課とが連絡を取り合っているのか、ちょっと不安になるところがあります。どんな程度なのか、それを後で知らせてください。

私たち長野県の中で性教育のサークルを立ち上げています。全国の組織もありますが、それを受けて、私たちがサークルを立ち上げてもう30年になります。今年の夏季セミナーは愛媛県の松山でありました。どんな小学校から来てもレベルが違いますが、そこでは、どんな子もこれだけはこの中学で性教育を受けようという中身をつくり上げ、それを報告してきました。さらに小学校でもほしいねということで、私たちサークルでつくりました。なので、こんなものを使っただけのも少し参考になるのではないかと思います。そんなこともあわせて、性教育の充実をお願いしたいと思います。以上です。

【参加者・女性B】

私は、人間と性教育研究のサークルの代表をしております。まちかど保健室も開いて、子どもさんや保護者の方、相談に見えたりします。そういう中で、この子どもを性被害から守るためにということで、このことを本当に今、話し合いながらいいものをつくっていきたいという立場から、専門委員会さんの中で一番最初に出されたのが予防の観点の検討という中の①に性教育が入っているんです。それから先ほど知事さんがあいさつで言っていた中で、今までのものでは十分でないと言われた県民運動のお話がありましたが、

性教育についても、今、お話しがあったように、本当に十分でないところがいっぱいある。そこら辺をどういうふうにやろうとされているのか、私たちのところに見えてこないんです。私たちも小中高で出前講座に行っているんですが、現場で本当に困っているところは、単発だけでは子どもさんたちにはわからない。そこで、県民運動の中でいろいろところで性教育をしよう、お母さんたちの取り組みとか助産師さんたちからの取り組み、それからCAP（注：Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止））の人権教育とか、いろいろなものが出てくるというのはあるんですが、学校の中でこの取り組みが出てこないんですね。ここを何とか打開していかないと、子どもを本当に性被害から守れるのかというのを、今、思っているところです。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。学校の保健の教諭、今、お二人ご発言されました。保健室等をやって性教育をやられている方、ほかにおいでになりますでしょうか。どうぞ。

【参加者・男性A】

養護学校の教員です。10年ほど性教育に取り組んでまいりました。今も細々とですが、性教育に取り組んでいます。教育委員会に対してなんです、性教育に取り組んでみようとする教員をぜひ育ててほしいと、そういう要望を強く持っています。今、現場は本当に大変な状況にあります。9月21日、沖縄の14歳の女子中学3年生、自宅トイレで出産した赤ちゃんをビニール袋に入れて入間市内の団地に置き去りにしたと、それで逮捕されているんですね。赤ちゃんは一命を取りとめたということで私はほっとしているんですけども、警察の取調べに対して、お母さんにも話すことができず、どうしていいかわからなかったと供述しています。これがレイプであったのか合意のもとであったのか、それはわかりません。私はこれどこでもあり得る事例だと思っています。多くの学校で望まない妊娠、人工妊娠中絶、性感染症、性にかかわる問題行動、やっぱり話題になるんです。こういった事件が起きてしまう背景には、子ども自身が妊娠や出産に関する適切な知識を持っていないことがやっぱり大きいと思っています。ですから、子どもには早い時期から適切な性教育が必要だと思っています。どうしたら受精するのか、妊娠とはどういうものなのかもやっぱり科学的に教える必要があると思っています。先ほど県の説明の中、昨年3月に性に関する指導の手引きというものをつくった。120ページもあります。私も熟読させていただきました。とても参考になる中身です。しかし、この性に関する指導の手引きを知っている教員はやっぱり少ない。しかも活用している教員はもっと少ない。そういう資料、手引きを使いながら性教育に取り組んでみようという教員をどう増やすか、そこが本当に大きいのではないかと思っています。多くの教員は性教育を受けてきませんでした。知事は1960年生まれとおっしゃいました。私はずっと年上なんですけれども、私、小学校5年生のときに受けた性教育というのは、宿泊学習の前に女子を保健室に呼んで生理の手当を教えるんです。男子はドッチボールをしていなさいと。それが私の初めて体験した性教育なんです。多くの方々、特に50代の方々はそのような性教育しか受けてこなかったんじゃない

かと思います。本格的に性教育が始まったのが92年。性教育元年といわれて、まだ20年ちょっとしかたっていない。ですから大人、教師も性にかかわる知識や指導力、本当に持っているんだろうかと。大人自身がやっぱり学び直す必要があるんだろうと私は思うんです。ですから、教職員を後押しをする、それで取り組んでみようとする職員をぜひ増やしてほしいというのが、1点目です。

もう一ついいですか。予防にかかわってなんですけれども、性の加害者の問題についてちょっと触れたいんです。障がい者の問題ですけれども、5年ほど前に知的障がいのある人の性犯罪を考えるという会議に参加しました。知的障がいとアスペルガーの障がいのお兄さんがいる妹さんの話を聞いたんです。そのお兄さんは20代ですが7回服役していると。知的障がいがあったんですけれども、要するに25歳まできちんとした教育を受けてこなかった。性犯罪を繰り返したんです。お兄さんは性犯罪を繰り返すんですけれども、言葉から想像されるような凶悪なものではなかったと。コミュニケーションがうまくなくて、町中で不用意に女性に声をかけてしまう。周囲が過剰に反応して、慌てたお兄さんが、結果として性犯罪して逮捕されてしまう。私は、発達に応じた教育を受けてこなかった結果だと思います。支援センターの支援を受けながら就労するんですけれども、その後もやっぱり服役を繰り返すんです。逮捕をされ返されるんですね。女性と話をしたいという気持ちが性犯罪として扱われてしまう。刑法で解決するのではなくて、やはり私は教育の問題だと思っています。養護学校の中でもそうなんですけれども、人とかかわることが本当に下手というふううまくいかない生徒たちもたくさんいるんです。誤解されて、こうやって性の問題として刑罰を受けるお子さんもいます。ですから、私は校内では性教育としてシャルウィダンス、社交ダンスですとか、デートの学習も取り組みます。そうやって人とかかわってもいいんだよと。文化としての性です。かかわってもいい、人と触れ合ってもいい、そういう性教育に取り組んでいるです。やっぱり、そういった実践が校内でも必要になってくるんじゃないか。そういう教職員を後押しするような教育委員会の指導性を強く求めます。以上です。

【参加者・女性C】

大学生です。性教育に関連していると思うんですけれども、今の若い人たちって、あまり自分の意見を表に出せなかったりする子が多いと思うんですね。それで、そもそも自分の意見をうまく言えないから性に関する事なんてなおさら言えなくて。だから、そもそも性に関する事じゃなくても、何か自分の意見を言える場というのがあればいいなと思っていて、小学校時代とか中学校時代とか振り返ってみても、自分が意見を出し合っ話合える場が少なかったなと思うんです。そういう場を増やしていただけたら、自分の意見を言えるし、ほかの人の意見を共有したりすり合わせたりすることによって、自分の中でこれが正しいんだと思えることもあるだろうし、それって性教育にも深くかかわってくると思います。まとまった意見ではなくてすみません。

【山田千代子氏】

若い人の貴重なご意見、ありがとうございます。性教育、何件も重要なご意見をちょうだいしました。それではほかの意見に入る前に教育委員会の方、ちょっとお答えといたしますか。わかる範囲でお願いします。

【保健厚生課長 宮下朋子】

教育委員会事務局保健厚生課長の宮下朋子でございます。学校における性の指導等を担当しております。教育委員会といたしましても、性に関する指導というのは大変重要な教育でありますし、大切にしているところでございます。ただ、学校におきましては教育指導要領がございますので、それに応じまして、発達段階に応じて行っているところです。先ほど性交に関する指導がされていないというお話ありましたけれども、当然、高校生になりますと、性交も含めまして避妊等も取り扱っているところです。中学生の段階ですと、まだ発達段階がそこまでいっていないということで、集団で行う指導、例えば中学校の保健体育においては、妊娠の経過等は取り扱わないものとなっておりますので行っておりません。ただ、個別指導ということで、子どもさんたちの発達の段階でいろいろ違いますので、その中では個別指導を行っているところです。また、先ほど手引きのお話ありましたけれども、子どもを性被害から守るための議論が始まった25年度から、教育委員会では学校における指導力向上に向けた取り組みをスタートさせて、その議論と並行して教員向けの指導資料であります、先ほどお話が出ました性に関する指導の手引きを25年度末に改定しております。また、さらに教職員だけでは限界があるというようなご意見をいただきましたので、26年度は外部講師を活用した性に関する指導の実践事例集を取りまとめ、その中では助産師さんですとか先ほどCAPのお話とかありましたけれども、そのような外部講師を使った専門性の高い指導の実践も取り組むようにというような形で手引きを出しております。教職員に関する指導もいろいろございますけれども、定評のある指導者を招きまして、性に関する指導の専門研修を実施して、やる気と実践を養成していくように努めているところですが、今後もさらに充実していくように思っております。以上です。

【山田千代子氏】

その中で、次世代サポート課と教育委員会の連携はどうなっていますでしょうかというご質問がありましたが、お願いします。

【次世代サポート課長 青木隆】

先ほどご説明しました、昨年11月に取りまとめました県の子どもを性被害から守るための取り組みというものにつきましては、当然、次世代サポート課のみではなくて、教育委員会も含めた長野県全体でいろいろ協議しながら取りまとめたものでございます。当然、教育委員会とも連携をしながら取り組みを進めているところでございます。仮に条例をつくるつくらないにかかわらず、子どもを性被害から守るための取り組みというものにつきましては、次世代サポート課だけではできませんので、今後につきましても教育委員会とは可能な限り連携しながら進めていきたいと思っております。それから、学校における性教

育のみではなくて県民運動でも保護者に対しても性教育を、子どもに対する性教育を行えるような形で、保護者等にも教育をしていく必要があるということで、今年度、県民会議の事業の中でも、先ほどご発言ございました方にも県民会議の常任理事になっていただきまして、今、県内でまちかど保健室という活動をしていただいておりますけれども、こういう活動が県内、もっと広く広まるような形を今考えておりまして、ひまわりっこ保健室設置支援事業というようなものも、今計画しているところでございます。学校教育のみではなくて、さまざまな形で性教育が進むような形も考えていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。

それでは、ほかに県民運動、それから条例のこと等につきましてご意見どうぞ。

【参加者・男性B】

市の青少年健全育成委員を経て、現在、青少年補導員等7年目になる者でございます。先ほど来説明をいただきましたように、今の教育の問題も含めまして、性の被害に遭う立場の者についてはこの表にもいろいろ記載されているところでありますが、やはり一番欠けている観点、こういう悪さを企む者に対するけん制、規制、この観点が欠けております。地域において私どもも、先ほど来の教育に関連するようなことは計画をいたします。子どもさんのインターネットにおいての被害の危険性ですとか。ですが実情、そういう会議に集まっただけの方は、地域の役員さん方、あるいは高齢の方とか。そんなことで、実際に来てほしい青少年の保護者とか、中学生、高校生等はほとんど参加されない。そして先ほど報告いただいて、では長野県は県民運動があるから被害がないからいいかという、そうじゃなくて被害ある。現実には17件の被害が報告されている。この報告も、きっと勇気を持って届け出た方のごく一部ではないかと私は思っております。県民運動、大変評価をされておりますけれども、私どもこういう地域の役員とかボランティア、実際はそれぞれほかにも仕事を持っている人、あるいはほかの役職がある人、時間的地域的の活動の限界というのがあります。あたかも、字にすると何かたくさん活動をしているかのように思いますが、年間にしますと何時間、あるいは何人の青少年に声をかけられるのか、こんなことを感じております。他方、条例がなくて喜ぶ者、一体誰でしょう。いかにして青少年をだまらかすか。表現は悪いですが、そういう企図者に対するけん制とか規制、これが全くないわけなんですね。こういう者は現在も安全地帯で、唯一そういう規制のない長野県に行って何かをやる、悪巧みを考えていないとも限らないわけです。そういうことを考えると、今までやってきた学校や地域や行政やこういう県民活動はもちろんです。そこへプラスアルファの、ぜひこの条例を抑止手段、そういう一つの手段として、こういうものはできるだけ多いほうがいいと思います。今までの活動は、今、申し上げましたが、すき間もあるわけです。いろいろ皆さん、字にすると、私どもうんとやっているというような自己満足であると主張したいわけですが、私は不十分だと思っ

ております。例えば、今の教育でそれを補えばいいんじゃないかと。では、もし被害に遭ってしまった人、あなたは判断力が未熟だった、あるいはご家庭がそういう指導が不足だったんじゃないか、あるいはその学校は教育が不十分だった、そんなことを言ってみても、それは被害に遭った青少年の心の傷に追い討ちをかけるだけじゃなかろうかと思えます。特殊詐欺、毎日新聞に出ています。まさかうちの父ちゃんが、あるいは自分が被害に遭うとは思わなかったという人の意見ばかりです。ですから、そういう教育によることも十分大きなことではあると思えますけれども、問題のある中でも十分検討を詰めていただきながら、構成要件等について問題があるならば、そこを解消しながら、悪巧みをする者についてのけん制、規制の条例をぜひつくっていただきたくお願いいたします。終わります。

【参加者・男性C】

少年警察ボランティア協会の代表をしております。私は、少年たちとかかわるようになったのは少年補導員という仕事を始めてからですから、もう約20年近くになります。当時は有害自動販売機が非常にたくさんあった時代だったことを記憶しております。私たちの町にも有害自動販売機がありまして、各家庭に署名をいただきまして、それを持って東京の業者のところへも撤去のお願いに行ったこともありまして。子どもを性被害から守る条例のモデルというところにもありますが、青少年の保護育成条例にかかわらず、地域ぐるみの県民運動として取り組み、有害図書類の自動販売機の撤去など大きな成果を上げてきましたと書いてあります。確かに県民運動、盛り上がっていたかもしれませんが、これだけでは有害自動販売機は撤去できなかったと思えます。その当時、私が記憶しているところでは、ある市では条例をつくって有害自動販売機を撤去したという成果がありました。そんなことがあるうちに、インターネットが普及してきまして、それで有害自動販売機というのはなくなったというように記憶しております。今、お願いをしたいのは、長野県が唯一、育成条例がないと。性被害に特化した条例をつくりたいということですが、私は、もちろん条例をつくることに賛成ですが、できれば包括的な条例をつくっていただきたいなど、そんなふうに思っています。一番最後にできる条例ですので、もし条例ができるのであれば、長野県が一番厳しいなというような条例をつくってほしい。長野県では何も悪いことができないというような、そんな形でやっていただけたらいいかなと、私は思っています。以上です。

【参加者・男性D】

市の補導委員会をやっております。私も賛成の立場でご意見を申し上げます。ご案内のように、皆さん方、性教育のこともそうですが、とても大事なことだということは痛感しております。日ごろメディア等で報道される子どもたちの性被害の現状は、おそらく氷山の一角だろうと感じるぐらい、どうしたらいいんだろうと、私どもの補導委員会としても悩んでいるところです。無論、そのことは続けますし、県の教育委員会としても、我々地方の教育委員会としても、万全の策を講じて将来に向かった対応したいということをお願いを重ねてしたいと思います。さらに、話を戻しますけれども、この県政タウンミーティ

ングをはじめとする県民の皆さんの意見を聞くということはどういうことかということ。実は、その資料の中に見直しチームの話が出てきました。見直しチームに私も参加をしておりましたので、その中で事業移管について検討した経過も若干記憶にあるんです。来場の皆さんがご承知のように、全国で条例ができたのは昭和30年後半から40年前半にかけてです。いかなるときかという、これは団塊の世代が社会人になるころです。高校生から社会人になるころ、日本中こぞって条例をつくりました。そのころ非行といわれた青少年の代表的なトラブルは、今では暴走族ですが、あのころはかみなり族。それから昔は言葉は雑ですけども、エロ本といわれたものがビニ本になりました。その時代です。そして子どもたちの交友が、オートバイから車の普及が始まります。それで拡散します。それぞれの自治体、あるいは県が、これは条例を制定してルールをつくらなければまずいだろうということで取り組んだような経過が、大さっぱですけども、あります。長野県がなぜできなかったか。昭和41年当時、西澤権一郎知事が県会に上程をしております。ご案内のとおり却下をされます。それ以来、どの知事さんもタブー視して、これには手をつけてきませんでした。県民運動で青少年の教育をしよう、聞いたところはいいです。県民運動ということで私もいろいろな立場で活動をしてまいりましたが、今、県民運動に目を向ける次世代の若者がどれくらいいるかということで、次世代サポート課を中心とした見直しチームが再検討しました。私も60歳は過ぎていますが、我々が青年といわれた30年、40年前に、地域のことを自分たちで考え、自分たちで何かを起こそうというエネルギーを持った青年がかなりいました。それは各地域に青年団を初めとする青年有志のボランティアサークル、あるいは趣味同好のサークルがかなりありました。この彼らは地域のことと自分たちのことを日ごろ交流の中で学び、結束をして活動をしてまいりました。そういった青年たちが今、欠けてしまった。急激に減ってしまった。これが長野県といわず、全国の青少年の結束や意識の希薄化に拍車をかけているんだらうと。だから、彼ら、時代を担う青少年をといいますが、時代を担える青少年を今つくらなかつたらいつやるといって見直しをしようということで、さっき列記されましたいろいろな見直しチームの全県下統一でできるような行動はないだろうか、意識を啓発できるような行動はないだろうかということで見直しを幾つかしました。その中に、これから、先ほど課長さんからお話しありましたサポーター制度ですとか、さまざまなのがもう一度、県下の青年を喚起するような事業に取り組もうということで始めたものであります。その中で、昭和41年に却下された条例が他県で全てできて長野県になかった。そのことを、私も県会へ請願や要望に何回もお邪魔していますけれども、その中で議会の専門委員の皆さんの傍聴、それからそれら関係の皆さんとの相談の話の中でいろいろな反応を聞いてまいりましたが、些か現場を知らな過ぎるということを感じました。今、補導員会の皆さん方からお話がありましたように、我々が早朝7時から各駅に行って、啓発活動、ティッシュを配りながら健全育成をお願いしますというような話をして、あいさつ運動を展開しています。夜、お祭りだとか、祇園、それからイベントのときの警戒やパトロール、イベントが終わったころから裏路地を歩いて、たまり場だとか、徘徊をしている子どもたちのために目を配るということを何年も続けております。これを県民運動というんですが、こんなものは

ほんのわずかなんです、彼らに与える影響は。でも、これをやめません。これからも。これをさらに強化し、その活動をしていく中で、条例があつたらなということがままありません。今、その資料に載っているような17件の例もそうなんですが、全国的に見れば、もう紙面を見れば毎日のように出ています。そして加害者はほとんどが大人です。良識あるはずの大人が判断力の弱い多感な子どもたちを言葉巧みに被害者にしてしまう。これを黙認するわけにいかない。そのために他県は条例をうたって罰則を強化している。我々は、長野県にはなかったことがよかつたんじゃないで、なぜそれに気がつかなかつたんだという大変残念な思いをしております。だから県民運動はもちろん続けますし、性教育のほうももっと強化してほしいと私も言います。けども、条例は絶対に必要ですし、その条例の運用は冤罪を生むとか恣意的なという話がありますけれども、条例が悪いんじゃない。それを運用する側の知恵と慎重さがとても重要だと思いますので、それをお願いしたいと思います。

【参加者・男性E】

私は教育関係のNPO法人もつくっています。今のご意見とも関係しますが、先ほど次世代サポート課の課長の方が、要するに妻子ある先生が高校生、生徒に対して関係を持ったとしても、他県では罰せられるけれども長野は罰せられないと言われましたね。私も知り合いで同じようなことがありまして、先生が生徒にうまくすり寄って、君が好きだとかいってその気にさせてしまうわけです。恋愛関係に持っていったんです。結局、関係を持ってしまって、その子もその気になってしまって、親が何とかやめさせようと思っても、最初は困惑していましたけれども、学校に言うとなると、今度は子どもまでもやめてくれと言ったりして。明らかに妻子ある先生なんです。これを学校に言っても先生方はとり入れてくれないし、校長もですね。結局、親も子どもも困るといふか、その子は転校しました。こういったことが、長野県は教育県といいながらも非常に先生方のそういう犯罪が多いですね。携帯電話を持つと危ないからやめましょうといくら言っても減らないので、平成11年ですか、警視庁で道路交通法の規定をつくって禁止したんです。そうしたらグッと激減したという例があるように、やっぱりいけないものはいけないとはっきり罰則をつけたほうが明らかに減るので。先生方の不祥事についても、もうちょっと罰則をしっかりとったほうがいいと思うんですけれども、そうしないと、やっぱりやめないといひますか、うまく恋愛感情に持っていても、結局は被害に遭うのは子どものほうなんです。先生ぬくぬくと同じことをやっているというのもありますので、ぜひしっかりと強化したものをつくってほしいと思います。

【参加者・女性D】

もっと厳しくという意見が幾つか出たものですから、私は逆の立場で、一つお伝えしたいということがあります。私は、小さいお子さんを連れてお父さんとかお母さんに会う機会があるものですから、赤ちゃんはどこから生まれるのとか、どうしてお父さんはちんちんついているのとか、よく、聞かれて困るということを知っていて、ここにこんな本があるよ

とってセックスの絵本などを出して、ここがこうなってねというようなことで自然に話すすべみたいなのを一緒に見てもらおうと、ああこういうことかとなって、きっとその家の子は、それから後もまた性のことも語れるような家になっていくのではないかということ期待しているんです。長野県もですけども、全体に日本中という感じで、そういうことがなかなか行われていないように思うんです。それでセックスと性交とか、性器の名前とかをちゃんと語れない大人が、子どもを守らなくてはということで、世の中の縛りだけを強めていくようなことになると、本当だったら子どもに力があって、力がある大人に育っていくのが本来の筋だと思っただけですけども、ついそっちがおろそかになるということが起こるのではないかなということです。条例、絶対だめというのではないんですけども、最初のほうで意見が出ていた教育のこと、これを県民は縛りじゃなくて、本物の力をつけようということで県民運動で今までやってきたんじゃないかということ、唯一すぐれている県だからつくってこなかったのではないかなということをおっしゃるものですか、一言、意見を述べさせていただきます。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。いろいろございますが、それでは先ほどから非常に重要、貴重なご意見をちょうだいしておりますので、山本さん、性被害を受けられた方ということでご質問ありましたが、いいですか。

【こども・若者担当部長 山本京子】

皆様、こんにちは。こども・若者担当部長をしております山本と申します。私は県庁の今の職について2年目でございまして、最初からこの性被害の取り組み、それと、昨年おかげさまでできました長野県の未来を担う子どもの支援条例にかかわらせていただきました。そういう中で、こども・若者担当部長というのは、次世代ですとか児童福祉だけではなくて、こういった子どもの関係というのは本当に広く、教育委員会の皆様ですとか健康福祉部、あるいは産業労働部、そういった県庁全体の部局横断でいろいろ県の重要な課題を取り組ませてもらっているところでございます。その前に私は、児童相談所ですとか精神保健福祉センターにありましたものから、発達障がいのお子さんの関係、発達障がいを育てている親御さんの関係、児童相談所で虐待ですとか性被害、あるいは性加害、そういった方たちの相談にも乗ってまいりました。ですので、本当に私は今の立場でこういった長野県の、まさに時代を担う子どもや青少年をどうやっていくかという今の職に携わらせてもらって本当にありがたいと思っております。ただ、その中で思いますことは、今、本当に皆さん真摯にこの性被害の問題を考えてくださっております。性教育が大事だとか規制が大事だとか、いろいろなお立場お立場で、本当に皆さん、ありがたくちょうだいしているんです。いろいろなことに共通点みたいなものがございまして、こういった被害に遭うお子さん自身も正直いって力が弱かったり、あるいは支える側の大人も、家庭の責任とか家族の責任とかといっても、家族そのものが弱かったりということが本当にございます。先ほど知事も申しましたが、今、貧困の問題とかひとり親の家庭、そ

うということが全部これにつながっているのをごさいます。どこか一つだけを切り口に、ポンとここだけやれば大丈夫だというものではごさいません。県全体をどういうふうにしていくかというのが非常に大事かと本当に思っています。昨年、未来を担う子どもの支援条例をつくったときにも、子どもの相談センター、子ども支援センターというものがおかげさまでできたんですが、半年間で子どもからの電話が700とか800とかすごい電話がありまして、やっぱり子どもというのは自分の声を聞いてもらいたいんだ、相談してもらいたいんだと、もう本当に日々感じています。その中でも、性被害に遭って苦しんでいるというお子さんたちも結構います。私からしてみると、親に話せばいいとか学校の先生に話せばいいとか思うのかもしれないんですけども、やっぱりできないんですよ。どうしてかという、性被害に遭ったお子さんというのはやっぱり自分が悪かったんじゃないか、自分に落ち度があったんじゃないかと、どうしても思ってしまうんです。客観的に見ればあなたが悪いんじゃない、相手の大人が悪いんだよと私たちも言いたいんですけども、なかなかそれが腑に落ちなくて、しかも児童相談所で会っているお子さんたちもそうなんです。例えば、小学生中学生のときに受けた被害をそのまま高校生になっても、それ以上になってもずっと引きずっているということがあります。逆に、性加害をする人の話も聞いても、男の子でもそうですが、自分が実は小さいころ性被害に遭ったという例もあります。ですので、本当に性被害の問題というのは、何か一つだけやればいいという問題ではなかなかごさいません。いろいろなこととあわせて総合的に全て取り組んでいかななくてはいけない課題だなと思っています。

話が広がってしまって申しわけないんですけども、今、県としても、このことももちろん大事なことでやっているんですが、そのほかにも貧困家庭に対しての援助をどうするかとか、ひとり親家庭への援助にどうするかとか、児童虐待のための児童相談所をどうするかとか、いろいろな立場で幅広く議論させてもらっております。そういったことの一つとしていろいろな事象がある中で、子どもでも誰でもそうですが、弱いところに社会のひずみがあられます。ですので、本当にこういった、今、苦しんでいるお子さんたちをいかにして救うかということが本当に大事かと思っていますので、ぜひ今日お集まりの皆様、いろいろな形でそういったことにお取り組みいただいて、長野県の未来を担う、本当に子どもたちを大切に育てて、本当に長野県に生まれてよかったという青少年にして、次代の家庭を築いていってもらえればいいなと思っています。話がまとまらなくてすみません、以上でございます。ありがとうございました。

【山田千代子氏】

児童相談所等現場でお仕事をされてきた部長らしい答弁をいただきました。ありがとうございました。それではほかには。

【参加者・男性F】

性被害を受けるのが基本的に女子生徒ということで、それを前提に女の子、高校生程度の性的行動に関する主体性について考えてみたいと思います。前提、一般的に女子高生は

H、セックス、性交を積極的には望んでいないとする。ジェンダーロール、制約ありで、一般的に女の子は性的アクションをアクティブにはとらないものとする。自らこの人が好きだとかHしようとか、そういったようなことはしない。女の子、異性愛においてはあくまでも控えめ、だからアクションをとらない。受身にするのが日本社会での暗黙のルール。暗黙というか前提です。女性というものはこういった社会のルールに従っている、これを自ら破る人というのはそんなにはいないということです。キス、ハグ、性交。女の子の性的な願望はあくまで同学年もしくはちょっと年上の相手にリードされるシチュエーションで行われるもので、受身の立場での行動が社会から望まれ、本人たちもその規範を受け入れている。恋愛において女の子はキス、ハグ、デート等を希望しているが、セックスは希望していない。セックスしたいなんてことは言わないんです。中学生でも高校生でも聞いてみればキスがいい、ハグされたい、そういったことばかりなんです。自分から主体的にキスしたいなんていうことは、保育園児じゃない限りやらないんです。彼女たちはキス、ハグされたいと希望しているんです。ただし、その先は積極的には求めていないんですけれども、Hなこともセックスのことも想定はしているんです。これは誰でもそうだと思うんですけれども、積極的には望まなくても、これもあるんじゃないかと思っているんです。だからって、女の子が積極的にセックスしようなんてことを言ったつもりはないです。受身の立場でも多少なりとも性欲とかそこまでは想定している、漫画にもありますから。だからカッコいい人、好きな人に求められればいつかは許したい、そういった受身の立場での性欲なんです。いつかは許したいという形でセックス、性交をある程度予想して望んでいるものだ。ここに女の子の性的願望があると。性欲というか、セックスしたいとまでは思わなくてもいつかは求められたいといった願望としてあるんだ。だからといって、無理やり強引に迫ったりとかはいけないというのはあるんですけれども。交際における女の子の主体的な面がこういったようなことであるということです。男の性的願望、欲望についてはいっぱいあることなんですけれども、女の子の主体性を奪うようなこと、無視するようなことはやめてほしいと。相手を処罰することによって、女の子の性的な自由、デートとか交際とか恋愛に関する自由を奪うような形になってしまうんじゃないかと。これやったことが女の子の主体性に対して、私が悪かったんだと思わせる可能性があるということで、やめてもらいたいというか、そういうことです。

【参加者・男性G】

私、民生児童委員をやっていますけれども、それと同時に、子どもたちと約30年間青少年活動をやってきました。先ほど知事さんが言われたような青少年育成条例がなかったおかげでどんなに敗北感を感じたことかわかりません。つまり、一番は有害図書の自動販売機を撤去してとお願いしに行きましたけれども、ほとんど全部だめですね。なぜかという、身体を出してるんですか？なんていうせりふがあつて。これ規制条例があればね。で、東御市でできたんですね。そうしたら、今度は丸子へ来てしまつて。そういうことがありましたものですから、やっぱり基礎から始めて、できたらお願いしたいと思います。青少年育成条例。それからぜひ、ついでにではなくて、本当に入れてほしいと思っています。

す。以上です。

【参加者・男性H】

通信事業者です。本日は携帯電話がちょっと詳しい親として発言させていただければなと思っております。今、お話をお伺いさせていただいておりますと、性教育の重要性ですか、いろいろ痛感させられた部分があると思っておりまして。ただ、私がすごく気にしているところは、長野県警本部様からの17の事例の中のほとんどが携帯電話・スマートフォンのSNS、LINE、そういったものから知り合った不特定多数の大人と話をして相談とかに乗ってもらいながら、そこからの性行為に発展してしまったというような事例が載っております。このLINEというSNSの普及率が10代で77.9%と、ほとんどの10代の若者が使っているような状況でございます。逆にいうと、今、こちらにいらっしゃる方々でLINEを利用されていない方は多いのではないかなと思っておりまして、一旦そういったもの、身近で使ってみたときにどんな反応が来るか。不特定多数の匿名の方から誘いのメールが来たりですとか、そういったことも出てくるという、使っている人たちの環境を一度見ていただけると、いろいろな参考になるのではないかと、今、考えております。以上でございます。

【参加者・女性E】

10代の息子と娘がいる母親です。自分自身がインターネットによく慣れていて使うんですけども、条例がないことは大分前から知っていて、ネットでも話題になったことは何回もありますし、どうして長野県にはないんだろうと大分前から強く思っていたので、こうして阿部知事が制定の動きをつくってくださったことに関してすごく感謝したい気持ちでいます。一人の母親として。そのネット上で、長野県には条例がないから10代の子と遊べるぞというような書き込みを見たのが2回や3回じゃないんです。実際にそれが行われるかどうかはわかりませんが、その状況が親にしてみればとんでもないというか、どうにかしなければいけないという気持ちになります。本当に1日でも早く条例は制定していただきたいと思っております。

【山田千代子氏】

今日は具体的にモデル条例に対しての後押しのご意見が多かったかというふうに存じませんが。それでは条例のモデルについて、ちょっと具体的に皆さんのご意見を伺いたいと思います。規制をされている項目がございますが、規制は必要なのか罰則はこれでいいのかどうか、先ほどお一人の方、もっと包括的だというご意見がございました。もうちょっと、これではいかがかというようなこともございましたけれども、具体的にいかがでしょうか。先ほど、課長からモデルについてご説明がございましたけれども。

【参加者・女性F】

県で本当に慎重にこうやってモデルをつくりながら検討していただいているということ、

とてもすごいなと思っています。県のモデルで、本当に限定的に法的な構成要件も考えながら合致するように、それから大事なところでは規制するようにされている方向は、すごく大事だなと思っています。それでもう一つ、子どもに力をつける、被害に遭わないために、また加害をしないためにということで、本当に力をつけるというときにただ厳しくすればいいというだけで本当にいいのかということ、ここにいる皆さんと考え合いたいなと思います。私自身は小学校の保健室で働く養護教諭をしていますので、子どもたちといつもかかわることが多いです。でも、やっぱり子どもたち遊びの中でプライベートゾーンを触ってしまったり、性器を触ってしまったり、いたずらで出してしまったりというようなことがよくあるんです。小学校の小さいうちから自分の性器のことをきちんと学んだり、そういう人権的なことに判断できる力を本当に地道にしっかりつけていくということが、最終的にはきちんとした社会をつくっていくことになるんじゃないかなと思っているので、条例の中には性教育を地道に行うということをもうちょっときちんと入れていただきたいなと思います。

【参加者・女性G】

今日はいろいろ長い活動をされている歴々の方の意見を聞いて、私、そんな難しいことはわからないんですけども、ただ条例というものが一つあればいいというのではなくて、条例は条例で罰則は罰則で厳しくあるべきだと思うんです。それと同時に、当然、要するに二輪、片輪ではなくて両輪があったほうがいいし、両輪より四輪あったほうが安定するのと同じで、性教育という輪も必要だし活動も必要だと思うし。青少年サポートセンターとかいろいろなものをつくっていくというんですけども、私ももう子育てが終わって、どちらかという引退している身で、実際ちょっとしたそういう活動に携わってみて、現場の若い子育て世代の人と私たちみたいにちょっと現職を離れて隠居の身になっている人たちが一生懸命活動しても、今、本当に必要な人たちと溝があるような気がするんです。育成委員をやっているんですけども、自分の子育てには関係なくてもそういう席にいくと、とてもいいお話を聞いて、これを若い人たちに聞かせてあげたいなと思うことは多々あるんです。ですから、青少年サポートセンターももし県下に広げていくんだったら、私たちのように一步退いた人たちではなくて、現職の自分たちの子どもにつながるような人たちを中心にいろいろな支援センターができていったらいいなということになりました。

【参加者・女性H】

村で青少年育成を担当しております。私生活では2人の子どもがいるんですけども。母親の立場というか青少年を育成する育成担当の立場から、この条例の制定について私の意見を述べさせていただきたいと思います。論点がずれたら申しわけないんですが。条例のモデルの目的、基本的考え方というところの2番です。丸ポツの3番目、「子どもは、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。」とあるんですが、私の村では、中高生、一般の青年をリーダーに、

小学生の子どもたちを対象にした自然学校というものを開催しています。もうそれに携わって7、8年目になるんですが、ちょっと感じているのが、子どもたちが自立的に行動するという力がだんだんなくなってきているのかなというのをすごく感じます。県民運動といいますか、その地域の住民、青少年とかかわる私たちに、何ができるかというところで、学校と家庭ではいろいろ限界があると思うので、地域でいかに自分の存在が認められていれば、子どもの居場所、自分が帰る場所、学校と家庭だけではない子どもの帰る場所、存在を認めてもらえる場所、そこで力を発揮できる場所というものをいかにつくってあげるかということが問われているなど感じました。その下の「子どもが自己を大切に思う心を育まなければならない」と書いてあるんですが、私が小学校4年生のとき、ちょうど女性の体に変化してくるときに、担任の先生は妊娠というものがどういうものであるか、体の変化、そういった過程から、あなたの命がどれだけ大切かという性教育にすごく力を入れて取り組んでくれました。中学へ行ってからは性教育の記憶が特にないんですが、高校は県外に行きまして、男性の体育教諭、いかに望まない妊娠を防ぐかというところが目的だったのかもしれないんですが、高校1年間、性教育にすごい力を入れてやっていました。なので、自分の体が大切であること、本当に人を愛すということ、恋愛でのアドバイス等を含めた性教育を受けてきました。その成長に合わせたと先ほどあったんですが、できるだけ小さいうちといいますか、女の子の体に変化し始めるというところについて、男の子も女の子も学んでいくということが大事なのかなと思いました。

あと、被害の例を見ていたら、子どもに孤独とか寂しさがあつたりすると、どうしても心のよりどころを求めてLINEとかそういったところに行くのかなと感じました。やっぱり地域の場から子どもの居場所づくり、子どもを孤独にさせない環境づくりというものに力を入れていかなければならないなど感じています。

【参加者・男性Ⅰ】

長野県PTAの者です。何度か条例のモデルについては拝見しておりましたので、ちょっと発言は控えておりましたが、私たちの子どもたちを守るということで、こうやって大勢の方にお話をいただいていること、本当に感謝を申し上げたいと思います。何か抑止につながることであれば、一刻も早く、そういった条例の方向性で進めていただけることはありがたいことだと思っております。同時に、再三出ておりますけれども、私も保護者でございまして、では家庭でしっかりと何か指導なり話しているのかというと、非常に心もとないところでありまして、私たち保護者も、また先生も、性教育の必要性についてしっかり取り組まなければいけませんし、その必要があるということはこの機会に学ばせていただきました。本当にありがたいことだと思っております。一言、申し上げさせていただきます。

【参加者・女性Ⅰ】

この条例にすごく興味を持ったものですから。どちらにしていいいかというのはまだ私も把握はできておりません。ですので、今日みたいなところに参加をさせていただいて、自

分の中で考えをまとめたいと思ひまして参加をさせていただきました。すばらしいご意見、特に今の村の方のご意見をお聞きして、本当にああそうだなということを感じました。ありがとうございました。

【参加者・男性J】

松本の会場で意見を述べさせてもらったものですから、今日は控えていました。もう最後だということで。まず、先ほどの性教育の問題、ネットの問題、これが出てきましたけれども、これはやはり学校現場に任せるとするのは非常に無理があるのではないかと私は思います。実は私も地元で教育委員やっています、今の現場の先生たちは非常に忙しいです。ですから、先ほども活躍されている性教育の問題、あるいはネットの問題、この会場にもおりますけれども、そういう市民活動としてその親御さんたちに何か広めていく、そういったことが必要ではないかということが、1点。

もう1点だけ。青少年サポート制度もそうですし、そういったものは、やはり条例の中で活動を担保すべきものではないかと思うんですけれども。昔は青少年問題協議会、これが知事がかわったことによって予算が削られて休眠状態になりました。ですから、やっぱりそういった意味では、松本の会場では、知事はかわられてもその辺は変わらないんだと言うけれども、現実にはそういうことが起きているんじゃないかというように思います。

最後に、もし時間があつたら質問なんですけれども、今まで関係団体といろいろお話しされてきたということで、どの程度の団体と話をされてきて、大体、どんな意向になっていたのか。多分、賛否両論だと思うんですけれども、その辺を最後にちょっとまとめのときにお聞きできればと思います。以上です。

【参加者・女性J】

私の保健室に加害者である方が来られたんです。その方が、このモデルに対して、私は公のところで言えないけれども、何か私がこれを読んで、それで伝えるところがあつたら伝えてくださいということでメールでいただいていたものがあります。ちょっとそこをお読みしたいんですけれども。

性犯罪者の抑止や再犯の防止は厳罰だけでは難しいのが現状です。罰を受けることに思いが至らず、衝動的に淫行に及ぶ加害者も多いからです。その意味で言えば、加害者にどう更正させろという視点から、条例モデルには欠落しています。必要に応じて加害者に対し医療的なサポート、例えば治療を勧告することを行うことができるような整備を行ってほしいですということがありました。

それと、この条例のモデルの中に、深夜徘徊をしているお子さんたちを指導することとあるんですが、本当にこの指導の中身が大事で、子どもさんたちは本当に何か言いたい、そのなぜ深夜に徘徊するのか、そこのところまで聞ける県民運動になっていったらいいなと。私は今、朝、夫と一緒に1時間ぐらいウォーキングしているんですけれども、そのときに自分からとにかく会った人にみんなあいさつしようと、「おはようございます」ということを言おうというわけで、二人で会った人にみんな言うんですね。そうすると大人の人

も、それから子どもも、みんな何かニコニコとなる。その気持ちよさというものが本当の県民運動じゃないかなということを感じるんです。ここにいる方たちがみんな、よし、では自分が朝、通勤に行くときに、誰かに会ったときに、ご近所のところでもいいから「おはようございます」と一人でも言えたら、そういうことが本当は一番大事な県民運動なんじゃないかなと思っています。

【東御市長 花岡利夫氏】

東御市長の花岡です。今、お聞きしていて、一つだけお願いしたいことがあります。それは、多くの発言者の方が、被害者／加害者と言われています。ただ、今の長野県の状態では、加害者が加害者と呼ばれなくて、被害者が被害者と呼ばれない現実があると思っています。先生に呼ばれて、今度は一人でおいでと言われて、行った子がいます。警察にこれはいけないことなんじゃないかと相談したけれども、自分で何度か行っているということでは、これは相手が悪いとは言えませんかと言われて、ああ、自分がやっぱり悪かったんだということで、被害者じゃないんだというふうに思ってしまうと10何年も悩んでいる被害者。明らかに被害者の方が被害者と呼ばれない現実が条例がないがゆえにある。そして、東御市では条例をつくって。条例では問題は解決しないというところから、でも条例はなければならぬということから出発して、ネットリテラシー教育を徹底的にやっという運動が起きてきました。だから、条例をつくったら安心だね、条例をつくったら運動をしなくてもいいねと思っている人はほとんど一人もいないといってもいいと思いますので、やっぱりやれることは何でもやろうということと、何よりも加害者、悪いことは悪いということをまずはっきりさせていただきたい。出発の一つだと思っていますので、加害者が加害者であって、被害者が被害者と呼べる日が長野県にも来ることを願っています。以上です。

【山田千代子氏】

ありがとうございました。東御市の市長さんに積極的にご発言いただきました。それでは。

【次世代サポート課長 青木隆】

ただいま40団体近くの方に条例モデル等を説明させていただきました、さまざまご意見をいただいております。青少年健全育成に取り組んでいらっしゃる団体にご説明したときは、今日もご発言ございましたけれども、もっと厳しい規制をするべきではないかというご意見もいただきましたし、中には、このモデルで賛成だというご意見もいただきました。また、今日もご参加いただいておりますけれども、性教育に取り組んでいらっしゃる、性教育の充実をもっと全面に出していただきたいというご意見もいただいております。また、深夜に事業を行っている事業者の方にご説明しましてご意見を求めたところ、今、業界自主規制で、早く帰るように子どもを促しているんだけど、なかなか根拠の規定がないという中で、こういうような条例で規定を設けていただければ、そういう促しを

しやすくなるというようなご意見もいただいたところでございます。さまざまなご意見をいただいておりますけれども、また県のほうでもご発言者のご了解を得て、ネット等でのうのような意見があったかということも公表してまいりたいと思っております。以上でございます。

【山田千代子氏】

それでは、知事、お願いいたします。

3 知事総括

【長野県知事 阿部守一】

どうも皆さん、さまざま貴重なご意見、ご提案、ちょうだいいたしまして大変ありがとうございますでございます。

長野県いい県だなというのを実はつくづく思っていますけれども、本当にいろいろな意見が出ましたけれども、私は冒頭申し上げたように、全ての皆さんはやっぱり子どもたちの自由を確保しながらも、どうやって守っていくかという、この1点では共通のお話しをしていただけたのではないかと思います。今日は非常に、私も考えるところもいっぱいありましたし、今後まだ意見交換していくのであまり断定的なことは申し上げにくいところがありますが、少し申し上げれば、性教育の話、これは子どもたちの状況に応じてしっかりやらなければいけないというのは多分、共通認識なんだろうと思います。ただ、教育委員会から先ほど話があったように、日本の教育、学習指導要領に基づいてやりましようということが一つありますし、実は、今日は性被害のことで話していますけれども、正直いって、いろいろなテーマで話をすると、例えば環境問題をやるともっと環境教育一生懸命やるべきだという話は必ず出ます。あるいは租税関係の人だともっと租税教育や納税者としての権利と義務をしっかり子どもたちに教育しなければと。それはもう多分永遠のテーマに近い話だと思っています。ただ、私は性教育、重要だと思います。

先ほど、県民運動の中でもこの性教育、もっともっとしっかり取り上げていかなければいけないのではないかというお話もさせていただきましたけれども、ぜひ、今日は性教育、大事だということを大勢の皆さん、声を挙げた方がいらっしゃるけれども、皆さんの主体性を持ちながら、我々もぜひ協力しますので、一緒になってこの性教育の問題については、考えて取り組んでいただければありがたいなと思います。そういう一歩、今年予算でも既に踏み出したつもりであります。まだまだそう理解をされていない、あるいはまだまだ不十分じゃないかという感じになって、まだ最初の一歩でありますので、ぜひこれ皆さんと一緒に。この問題は保護者の皆さんの受け止めは、実は必ずしも一律ではない部分もあります。こんな小さな子どもにここまで教えていいのかという方もいらっしゃるということも事実でありますから、そういうことはやっぱり、今日、私はすごくいい前向きなお話ばかりいただけたと思っていますので、教育委員会だけで何か決めるという話で

はなくて、県民の皆さん一緒になって、そして個々の子どもによっても教え方とか対応の仕方変えていかなければいけない部分があると思いますので、ぜひ、そういう丁寧な、きめ細かな対応が行われる長野県をつくるためにも、特に性教育が大事だとおっしゃっていただいた方にはご協力をいただければありがたいなと思います。

それから県民運動、この問題、実はすごく熱心に取り組んでいただいている方のほうが、私の感覚としてもっと厳しくというご意見が比較的強い感じを受けています。冒頭、私、先ほど申し上げましたように、多分、子どもたちの状況に対する見方というのが必ずしも、まだ共通にはなり切れていないのかなど。正直いってプライバシーの問題があったりとか、個々のケース、例えば先ほど山本から申し上げました、子ども支援センターにもいろいろな相談事案があります。本当はこういうことがあるという話をすれば、多分、皆さんの理解がもっと深まるのかもしれませんが、あまり踏み込むと個々のプライバシーに踏み込み過ぎることになるので、なかなか全てをありのままに共有することが難しい問題です。ただ、実際に子どもたちに接していらっしゃる方々は、子どもたちがどういう悩みを抱えているのか。山本は児童相談所にいましたので、本当に子どもたちの生の声とか実態を、非常にわかっています。そういう中で我々も、だからいいということではなくて、プライバシーに配慮しながらも、やっぱりできるだけ今の現状を皆さんともっと共有しなければいけないと思いますし、ぜひそういう共通認識に立って県民運動をさらに進めていきたい。私は、このテーマに2年半前から取り組み始めましたけれども、正直申し上げてそれまでこんなことが本当にあるのかということが実際にあるということを見聞きして、愕然とするところもあります。この条例の話、メディアの皆さんは条例のところばかり焦点を当てるので、どうも私の感覚と違うなど。条例はあくまでも手段です。条例で全てが解決するのなら、そんな簡単なことはないと思っています。もちろん、だから教育の話、教育も学校の問題あり、家庭の問題あり、地域の問題あり。そういったことを全体で考えていかなければいけないと思っていますし、この条例も、単に他県と同じ条例をすぐつくればみんな問題が解決する話ではなくて、長野県の実態に合った、本当に子どもたちを中心に据えて何をしなければいけないのか。今回の条例のモデルは、例えば大人の責任ということを書いています。ほかの県の条例はそんなことは全く書いていない。大人の責任というのは、この条例をつくるつくらないにかかわらず、もっと我々が認識しなければいけない。これは性被害を与える側としての大人の責任ということももちろんありますけれども、社会全体が次の世代をどうやって本当に育てていくのかということ、この問題を契機にぜひしっかりと考えていく必要があると思います。

ちょっと個別のご意見の中で私が気になったことでコメントすると、子どもの居場所が必要だという話がありました。来年度予算、ちょうど今議論しているところでもありますので、その話を長野県もどうしようかということ考えています。県庁だけがやっても子どもの居場所は絶対できません。地域の皆さんの協力とか市町村の協力がなければ、子どもの居場所はできません。

先ほど、後ろについている事例をごらんになった方のお話がありましたけれども、私、あれを見ていろいろ思うところがあります。本当に寂しい思いをしている子どもがいたり、

あるいは、相談したいんだけど知らない人に相談しなければいけない状況になっている子どもたちがいるということは、これは我々もしっかり認識しなければいけないと思いますし、今日お集まりの皆様方はわかっただけだと思いますけれども、ぜひ広く県民の皆様方がこういう状況を共有して対応を考えていかなければいけないと。我々県も、また市町村ともよく相談しなければいけませんけれども、こうした子どもの居場所づくり、あるいは先ほど山本からも申し上げましたけれども、貧困の問題だったり格差の問題だったり、そうしたことも含めて、この子どもたち若者たちへの対応を考えて充実をさせていかなければいけないと思います。

それから、性犯罪者の更正という話があって、非常に難しいテーマだと思います。司法プロセスに入ると、なかなか一般の自治体の手から離れていく部分があります。刑務所に服役してもらいたいな話は、これはもう法務省の管轄になりますので。ただ、そういう視点というのももちろんあり得る話だろうとも思います。先ほど、東御市長さんからも加害者被害者という概念が今ないというお話もありましたし、先ほど山本から申し上げたように、加害者となる側も、実はその前には逆に被害者だったという場合もあり得ることなので。まずは、子どもたち全体をしっかり捉えて考えていかなければいけないと思いますし、もう1点、東御市長さんおっしゃっていただいたように、これまで意見交換を私がさせていただいた中でも、やはり善悪の区別、何がいいことで何が悪いことだと、これはこの恋愛感情が絡む話ですので、正直難しい部分はあります。先ほど申し上げたように、そうしたことも踏まえて条例のモデル、かなり詰めた検討をしていただいております。長野県においては、何がよくて何がよくないのか、県民の皆様方の総意の中でしっかり考えていく必要があるのではないかと思います。ちょっと時間がオーバーしているので、このぐらいにします。

最終的には、この条例を決定するのは県議会の権限であります。私は県知事でありますけれども、予算の決定権限とか条例の決定権限は最終的には議会の議決。これは法律上、当然の話でありますけれども。ぜひそのためには、大勢の皆様方のコンセンサスづくりというのが欠かせないと思っております。私だけの思いでなくて県民の思いを形にして、県議会が議決したものについては、知事がかわってもこういう取り組みはやっぱり大事だということを共有していくことも、長野県においては重要な部分かなと思います。

いずれにしても、条例の是非についてはかなり前向きなご意見が今日は多かったという認識を持ちましたけれども。まだ意見交換をいろいろな方とさせていただく中で、ぜひ、単純に丸かバツかではなくて。今日いただいた皆様方のご意見というのは、決して相反するものではないと私は受け止めています。県民の皆様方のさまざまな意見を、私、県知事として、あるいは県の組織でしっかりと受け止めて、ぜひ、大勢の皆様方がこういう方向で青少年健全育成やっぺいこうと、青少年を守っぺいこうと、そういうことができる、そう思ってもらえる確かな方向づけをしていきたいと思っております。引き続き、この問題に関心を持っていただくと同時に、ぜひ、それぞれのお立場からもそれぞれの地域でもこの問題を議論していただき、さまざまな活動、県の取り組みとも相呼応して一緒に取り組んでいただければありがたいと思っております。ちょっと長くなりましたが、私からの皆様方

のご意見を伺ってのコメントとさせていただきたいと思います。本日は大変ありがとうございました。

【山田千代子氏】

知事、ありがとうございました。本日は本当に前向きに、私も改めて、長野県民ってすごいと感じさせていただきました。ご協力を厚く御礼申し上げます。

性被害もない、虐待もない、子どもたちの貧困もない、本当に先ほどの方がおっしゃられましたけれども、子どもを長野県へ行って育てたいという県にしたならば、長野県の人口はもっともっと増えるように、そう私はいつも感じているんです。ぜひ県民を挙げて、次の子どもたちを健全に本当に育てるために、また私も一生懸命頑張りたいと思いますので、皆さんもよろしくお願いいいたします。

大変不手際もございましたけれども、皆さんのご協力でタウンミーティングは終了いたしましたこと、御礼申し上げます、以上でタウンミーティングを終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

4 閉 会

【広報県民課長 藤森茂晴】

山田様、皆様、どうもありがとうございました。

なかなかこの場では発言できなかった方もいらっしゃるかと思いますので、封筒の中にアンケート用紙が入ってございます。ご意見を記入していただければ、出口のところに回収ボックスがございます。そちらのほうにご提出していただければと思います。

それでは、これをもちまして県政タウンミーティングを終了させていただきます。長時間にわたりご協力いただきましてありがとうございました。気をつけてお帰りください。